

令和5年度 第8回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和5年10月

魚沼市農業委員会

令和5年度第8回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 17名 定員 19名
欠席 2名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	大塚 寛	
○		2	貝瀬 正美	
○		3	高橋 祐次	
	○	4	小岩 孝徳	
○		5	蕪澤 芳子	
○		6	井口 恒一郎	
○		7	星 仁 右エ門	
○		8	星 野 幸 夫	
○		9	佐 藤 洋 一	
○		10	浅 井 典 裕	
○		11	小 幡 中 治	
	○	12	阿 達 正	
○		13	吉 田 久	
○		14	穴 沢 勝 也	
○		15	櫻 井 信 夫	議事参与の制限
○		16	佐 藤 陽 二	
○		17	瀧 澤 悟	
○		18	桑 原 正 文	
○		19	上 村 喜 久 雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		斎 藤 勝 浩	
○		森 山 玲 子	
○		桑 原 剛 史	

令和5年度 第8回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和5年10月25日

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 15 時 00 分 報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について 8 番 星野 幸夫 委員 10 番 浅井 典裕 委員
3	報告第1号 報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画の決定について
5		その他 閉会宣言 15 時 40 分

令和5年度 第8回魚沼市農業委員会総会議事録

令和5年度第8回魚沼市農業委員会総会は、令和5年10月25日魚沼市役所本庁舎3階301、302会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（斎藤事務局長）

総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち欠席の届け出のあった方、議席番号4番小岩孝徳委員、議席番号12番阿達正委員の2名です。出席者数17名で魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただ今から令和5年度第8回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は15時00分）

会 務 報 告

議 長（上村会長）

日程第1報告事項会務報告、事務局長お願いいたします。

事務局（斎藤事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、各部会から部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（菰澤芳子委員）

第1部会では、10月18日に*****の農地売買で、これからもより良く農地が活用できるように部会を開き、情報を共有しました。また、これからも順次この部会を開いて進めていきたいと思っています。以上です。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）

第2部会は今日は報告・連絡事項はありません。

第3地区部会会長（佐藤洋一委員）

第3部会も今回特に報告はございません。

第4地区部会会長（浅井典裕委員）

第4地区部会も本日報告事項は特にございません。

議長（上村会長）

続いて、広報部会長欠席です。先般魚沼市の広報と一緒に農業委員会だよりを配布させていただきました。それぞれ委員・推進委員ともに写真入りというようなことでの地区割の分担をさせていただいたということでございます。

それでは、報告事項、それぞれ報告があったわけですがけれども、内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてあります。議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議長から指名をさせていただきます。まず議席番号8番星野幸夫委員及び議席番号10番浅井典裕委員の両名を指名いたします。

農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の報告をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の3ページをご覧ください。

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は92件、368筆、305,422.07㎡の届出がありました。解約の理由は、労力不足、第三者に権利設定、第三者に売却、経営規模縮小のため、離農のため、ほ場整備にあたり新たに中間管理権を設定するためとなっております。詳細については事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第1号については、事前配付ということで事務局の説明がありました。目を通していただけたと思いますが、内容について質問・ご意見のある方は、ご意見をお願いいたします。挙手を願います。

（特になし）

特になさいますので、報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりいたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の39ページをご覧ください。

日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は13件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸付されている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方が継続して耕作されていくものと思います。整理番号9番は相続手続きの遅れにより司法書士から届け出のあったものです。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

ないようですので、報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、事務局の報告のとおりといたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の41ページをご覧ください。

日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買4件、使用貸借権設定2件です。

整理番号1	申請地	*****	畑ほか3筆	合計 4,137 m ²
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	権利種別	所有権移転	売買	*****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は高齢のため耕作できないため、この度譲受人と売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は経験年数が十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号2	申請地	*****	田	129 m ²
-------	-----	-------	---	--------------------

譲渡人 ****
譲受人 ****
権利種別 所有権移転 売買 ****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は譲受人の農地に隣接しており耕作しやすいため、この度売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は経験年数が十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号3 申請地 **** 畑 59 m²
譲渡人 ****
譲受人 ****
権利種別 所有権移転 売買 ****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲受人は農業を始めるため農地を取得しましたが、農地を拡大するため、譲受人の農地と隣接する農地を所有する譲渡人とこの度売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は農業に対して積極的・意欲的であり、効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号4 申請地 **** 畑ほか2筆 合計 532 m²
譲渡人 ****
譲受人 ****
権利種別 所有権移転 売買 ****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は農業関係法人の代表取締役ですが、個人としては離農するため、申請地の耕作経験がある譲渡人である法人とこの度売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数もありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号5番・6番は農業者年金受給に伴う使用貸借権設定です。

以上、整理番号1番から6番につきまして、議案書に記載のあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

上村喜久雄委員

整理番号1番ですが、本件について10月14日に下村推進委員から現地を確認していただきました。また10月24日に譲受人の下村誠氏と面談をしてまいりました。特に問題はありません。

佐藤洋一委員

整理番号2番ですが、10月20日に佐藤秀雄推進委員と現地確認をし、本人と面

接し、話を聞きました。譲受人の田と隣接しておりまして、高低差もほぼないため、畔を抜くことによって、効率よく耕作できる状況でした。以上です。

櫻井信夫委員

整理番号3番ですが、本件につきましては、先月9月12日農業委員会事務局で本人と面接して、農業をやる意思があるか否かにつきまして確認した結果、意欲があり特に問題はありません。

穴沢勝也委員

整理番号4番ですが、特に問題ありません。

議長（上村会長）

それでは議案第1号、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

井口恒一郎委員

整理番号1番につきまして、少し確認をさせていただきます。面積が畑を含めて4,200㎡くらいあるのですが、対価が*****円ということでございますけども、これ間違いないかどうかお聞かせ願いたいと思います。もしも間違いないければ*****円というのは、非常に対価的に低いような気がするのですが、その辺お聞かせ願えればありがたいです。以上です。

事務局（森山係長）

*****円で売買するということで伺っております。金額についてはお互いに相対で決めているということで、事務局のほうでは高いとも低いとも申し上げていないですけれども、お二人の間で*****円だということで申請をいただいております。

議長（上村会長）

補足いたします。それと現地なんですけれども、旧道のさらにそのまた沢の山の田んぼで、小さい小路を行って、実はこのように見えるような場所ではないので、なかなか条件が実は悪いような感じがいたしました。そんな中での双方との価格交渉ということですので、間違いないということで判断しております。

井口恒一郎委員

ありがとうございました。

議長（上村会長）

ほかにどうでしょうか。ほかにありませんか。

（特になし）

それでは、ほかに特にないようですので、採決に入ります。採決は、権利の種類ごとに行います。

まず、所有権移転売買に関する整理番号1番から4番まで申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

また、整理番号5番・6番使用貸借権について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番から6番まで、申請どおり許可いたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の43ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は3件です。なお、整理番号2は議事参与の制限がありますので、先に整理番号1と整理番号3の説明をさせていただきます。

整理番号1	申請地	*****	田	268 m ²
	農地区分	第3種農地		
	権利種別	賃借権設定		
	貸出人	*****		
	借受人	*****		
	申請概要	一般住宅2階建て1棟		
	転用目的	一般住宅建築用敷地		
	判断理由	都市計画法に規定する用途地域が定められているため		

申請地は**地内の農地です。借受人は申請地に住宅を新築しまして、社宅として利用するため、申請があったものです。

整理番号3	申請地	*****	田	235 m ²
	農地区分	第1種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	農機具格納庫1棟		
	転用目的	農機具格納庫敷地		
	判断理由	農業用施設のため		

申請地は**地内の農地です。譲受人は農業法人であり、譲渡人が農業用施設用地として利用していた申請地を施設・敷地ごと取得し利用するため、申請があったものです。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

整理番号1番については、事務局の報告のとおりといたします。

大塚寛委員

整理番号3番ですが、10月22日に両者立ち合いのもと、現地を確認させていただきました。記載のとおりで間違いございませんので、ここにご報告させていただきます。以上です。

議長（上村会長）

議案第2号整理番号1番・3番について、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、先ずもって1番・3番について採決をいたします。

整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認めます。

続いて、整理番号2番お願いいたします。

事務局（桑原主任）

整理番号2番は議事参与の制限によりまして、櫻井信夫委員には退席をいただきます。

（櫻井信夫委員退席）

整理番号2	申請地	*****	田	856 m ²
	農地区分	第1種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	駐車場（普通車12台、大型車3台）		
	転用目的	駐車場敷地		
	判断理由	既存施設の拡張のため		

申請地は**地内の農地です。譲受人は一般廃棄物処理業等を営んでおりますが、事業拡大に伴い駐車場が狭く苦慮しており、申請地を取得し駐車場として利用するため申請があったものです。

議長（上村会長）

整理番号2番につきまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

星仁右エ門委員

整理番号2番ですが、10月19日戸田推進委員と現地を確認してきました。東側は県道に面しておりますし、後は、北側・西側については、*****の土地になっております。後は事務局の説明したとおり、駐車場用地にしたいということです。

議 長（上村会長）

整理番号2番につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

ないようですので、採決に入ります。議案第2号整理番号2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番から3番まで、異議なしと認め、許可いたします。

（櫻井信夫委員着席）

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の45ページをご覧ください。

議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定について説明させていただきます。これは、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの確認を求めるものであり、いわゆる非農地証明となります。今月は1件、3筆、715㎡となっております。

整理番号1	申請地	*****	畑ほか2筆	合計715㎡
	新地目		原野及び山林	
	申請人	*****		
	非農地の原因	50年以上前から耕作放棄。急傾斜、不整形。林野隣接の状況。状態は雑草雑木が繁茂。耕作不適・耕作不便。		

以上、現地の状況から変更に変更に同意できるものと考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定についての整理番号1番について、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

農用地利用集積計画の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の47ページをご覧ください。

議案第4号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業経営基盤強化促進法等一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされる改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	239 件
	筆数	1,454 筆
	面積	1,108,193.73 m ²

所有権移転	件数	2 件
	筆数	11 筆
	面積	16,838.00 m ²

以上、利用権設定の詳細につきましては、事前配布のとおりとなります。

利用権設定のうち、ほ場整備にあたり、中間管理機構に関連するものが189件となっております。

次に、所有権移転につきまして、149ページをご覧ください。

整理番号5-1	所有権を移転する農用地	*****	田ほか9筆
			合計 13,787 m ²
	所有権を移転する者	*****	
	所有権の移転を受ける者	*****	

	所有権移転 売買	対価	*****円

整理番号5-2	所有権を移転する農用地	*****	田 3,051 m ²
	所有権を移転する者	*****	
	所有権の移転を受ける者	*****	
	所有権移転 売買	対価	*****円

以上、農用地利用集積計画の利用権設定及び所有権移転につきまして、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(特になし)

特にないようですので、採決に入ります。議案第4号農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第4号につきまして、異議なしと認め、決定いたします。

その他

事務局（森山係長）

・各部会で情報交換・情報共有について

議長（上村会長）

本日提案の報告並びに議案それぞれの事項については、慎重審議をいただきました。大変ありがとうございました。

(時刻は15時40分)

上記会議の内容は、令和5年度第8回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議長

議席番号 番

議席番号 番
